

地国第1451号
平成27年3月27日

各市町村福祉医療主管課長
地方職員共済組合岐阜県支部長
公立学校共済組合岐阜支部長
岐阜県市町村職員共済組合長
警察共済組合岐阜県支部長
岐阜県医師会長
岐阜県歯科医師会長
岐阜県薬剤師会長
岐阜県国民健康保険団体連合会長

様

岐阜県健康福祉部地域福祉国保課長

市町村単独医療費助成制度一覧表について

このことについて、別紙のとおり平成27年4月1日現在の状況を取りまとめましたので、事務の参考としてください。

記

1 改正状況

○重度心身障害者医療費助成事業

市町村	改正前	改正後	備考
関ヶ原町	所得制限 ：なし	所得制限 ：特別児童扶養手当制限額準用	H26.10.1 から適用

○母子家庭等医療費助成事業

市町村	改正前	改正後	備考
垂井町	対象者 ：高校在学中の19歳未満の児童と母	対象者 ：18歳到達後の年度末までの児童と母	H26.10.1 から適用
関ヶ原町	所得制限 ：なし	所得制限 ：児童扶養手当制限額準用	

○父子家庭医療費助成事業

市町村	改正前	改正後	備考
関ヶ原町	所得制限 ：なし	所得制限 ：児童扶養手当制限額準用	H26.10.1 から適用



2 その他

岐阜県庁ホームページ内に、同様のものを掲載しております。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/iryo/fukushi-iryo/>)

岐阜県健康福祉部 地域福祉国保課 福祉・高齢者医療係			
係 長	浅 野	担 当	松 井
T E L	058-272-8346 (直通)		

乳幼児医療費助成事業市町村実施状況(平成27年4月1日現在)

市町村名	対 象 者(●印:入外来、○印:入院のみ)									所得制限		助成内容		助成方法		備考
	小学校 就学前	小学校 1年生	小学校 2年生	小学校 3年生	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	義務教育 終了まで	高校生	なし	一 部 あり	自己負担		現物 (県内)	償還 (県外は全 ての市町村 で償還対 応。その他 について示 すもの)	
	6歳年度末	7歳年度末	8歳年度末	9歳年度末	10歳年度末	11歳年度末	12歳年度末	15歳年度末	18歳年度末			なし	あり			
岐阜県	●入外来									○		○		○就学前		
1 岐阜市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
2 大垣市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○18歳 年度末		
3 高山市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
4 多治見市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
5 関市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
6 中津川市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
7 美濃市	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○		○		○15歳 年度末	○15歳 年度末後 ～18歳 年度末 (注7)	注7
8 瑞浪市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
9 羽島市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
10 恵那市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
11 美濃加茂市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
12 土岐市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
13 各務原市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
14 可児市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
15 山県市	●	●	●	●	●	●	●	●	● (注1)	○		○	○ (注2)	○15歳 年度末	○15歳 年度末後 ～18歳 年度末 (注3)	注1 注2 注3
16 瑞穂市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
17 飛騨市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
18 本巣市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
19 郡上市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○ (注5)	○15歳 年度末	○15歳 年度末後 ～18歳 年度末 (注6)	注5 注6
20 下呂市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
21 海津市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
22 岐南町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
23 笠松町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
24 養老町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
25 垂井町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○15歳 年度末		
26 関ヶ原町	●	●(注4)	●(注4)	●(注4)	●(注4)	●(注4)	●(注4)	●(注4)	●(注4)		○	○		○15歳 年度末		注4
27 神戸町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○18歳 年度末		
28 輪之内町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○18歳 年度末		

乳幼児医療費助成事業市町村実施状況(平成27年4月1日現在)

市町村名		対 象 者 (●印：入外来、○印：入院のみ)									所得制限		助成内容		助成方法		備考
		小学校 就学前	小学校 1年生	小学校 2年生	小学校 3年生	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	義務教育 終了まで	高校生	なし	一部 あり	自己負担		現物 (県内)	償還 (県外は全 ての市町村 で償還対 応。その他 について示 すもの)	
													なし	あり			
		6歳年度末	7歳年度末	8歳年度末	9歳年度末	10歳年度末	11歳年度末	12歳年度末	15歳年度末	18歳年度末			(但し、入院 時食事療養 費に係る食 事療養標準 負担額は自 己負担)	(但し、入院 時食事療養 費に係る食 事療養標準 負担額は自 己負担)			
岐阜県		●入外来									○		○		○ 就学前		
29	安八町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
30	揖斐川町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○ 18歳 年度末		
31	大野町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
32	池田町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○ 18歳 年度末		
33	北方町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
34	坂祝町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
35	富加町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
36	川辺町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
37	七宗町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
38	八百津町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
39	白川町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○ (入院時食 事療養費に 係る食事療 養標準負担 額の助成あ り)		○ 15歳 年度末 (入院時 食事療養 費に係る 食事療養 標準負担 額の助成 は償還払 い)		
40	東白川村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○		○ 18歳 年度末		
41	御嵩町	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
42	白川村	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○		○ 15歳 年度末		
●計(入外来)		42	42	42	42	42	42	42	42	8							
○計(入院のみ)			0	0	0	0	0	0	0	1							
42		42	42	42	42	42	42	42	42	9	41	1	42	2			

(注1)「山県まちづくり振興券交付事業」による助成。18歳年度末までの未婚で、学生証を有する者。

(注2)申請時の合計金額1,000円未満の額が自己負担。

(注3)「山県市まちづくり振興券」換金請求による。

(注4)関ヶ原町:所得制限については、小学校就学から15歳年度末の入外来分が対象。

所得制限の範囲:対象乳幼児の父母に係る当該年度(4月から7月までの間に受ける医療費については前年度とする)の住民税所得割課税標準の合計額が600万円以下

(注5)申請時の合計金額500円未満の額が自己負担。

(注6)「郡上市共通商品券」換金請求による。

(注7)18歳年度末までの者で、学生証を有する者。

重度心身障がい者医療費助成事業市町村実施状況(平成27年4月1日現在)

市町村名	対 象 者						その他	所 得 制 限		助 成 内 容		助成方法		備考	
	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			なし	特別児童扶養手当制限額準用	その他	自己負担なし	その他	現物(県内)		償還
	3級まで	4級	B1まで	B2	2級まで	3級					(但し、入院時における食事療養・生活療養標準負担額は自己負担)				
岐阜県	○		○		○		①		○		○		○		
1 岐阜市	○		○		○		① 65歳以上にわたり寝たきり老人である65歳以上の者		○		○		○		
2 大垣市	○		○		○		①		○		○		○		
		○		○						市民税非課税者	○		○		
3 高山市	○		○		○		①	○			○		○		
		○		○						市民税非課税世帯	○		○		
						○				市民税非課税世帯	○	自己負担額の1/2	○		
4 多治見市	○		○		○		①	○			○		○		
		○		○				○ 65歳以上		市民税非課税者(65歳未満)	○		○		
							自立支援医療(精神通院医療)該当者			市民税非課税者	△	外来のみ		○	
5 関市	○		○		○		①	○			○		○		
	交付された身障手帳が1～3級の申請中の者				1～2級精神障害者手帳申請中の者		特定疾病療養者	○			○			○	
							精神病院入院患者	○			○	入院分の自己負担額の1/2		○	
6 中津川市	○	○	○	○	○		①		○		○		○		
7 美濃市	○		○		○		①		○		○		○		
8 瑞浪市	○	○	○	○	○	○	①		○		○		○		
							自立支援医療(精神通院医療)該当者	○			△	外来のみ		○	
9 羽島市	○		○		○		①		○		○		○		
10 恵那市	○	○	○		○	○			○		○		○		
11 美濃加茂市	○	○	○		○		① 国民年金法別表の1、2級	○			○		○		
12 土岐市	○		○				①	○			○		○		
							自立支援医療該当者	○			△	外来のみ 自己負担額の1/2		○	
					○				○		○		○		

重度心身障がい者医療費助成事業市町村実施状況(平成27年4月1日現在)

市町村名		対 象 者						所 得 制 限			助 成 内 容		助成方法		備考	
		身体障害者 手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳		その他	なし	特別児 童扶養 手当制 限額準 用	その他	自己負担 なし	その他	現物 (県内)		償還
		3級まで	4級	B1まで	B2	2級まで	3級					(但し、入院時 における食事 療養・生活療 養標準負担額 は自己負担)				
岐阜県		○		○		○		①		○		○		○		
13	各務原市	○		○		○		① 4～6級か つB2		○		○		○		
14	可児市	○		○	○	○		①	○		市民税均 等割以下 (65歳未 満)	○		○		
			○						○ 65歳以 上			○		○		
15	山根市	○		○		○		①		○		○		○		
16	瑞穂市	○		○		○		①		○		○		○		
17	飛騨市	○		○		○		①		○		○		○		
			○		○		○				市民税非 課税世帯	○		○		
18	本巣市	○		○		○		①		○		○		○		
19	郡上市	○		○		○		①		○		○		○		
20	下呂市	○		○		○		①		○		○		○		
			○		○						(本人) 市民税均 等割以下 (配偶者 及び本人 の生計維 持者)特 児法第7 条の額未 満	○		○		
							○			○		○			○ (入院のみ)	
21	海津市	○		○		○		①		○		○		○		
22	岐南町	○		○		○		①		○		○		○		
23	笠松町	○		○		○		①		○		○		○		
24	養老町	○		○		○		①		○		○		○		
25	垂井町	○		○		○		①		○		○		○		
26	関ヶ原町	○		○		○		①		○		○		○		
27	神戸町	○		○		○		①		○		○		○		
28	輪之内町	○		○		○		①		○		○		○		
29	安八町	○		○		○		①		○		○		○		
30	揖斐川町	○		○		○		①		○		○		○		
31	大野町	○		○		○		①		○		○		○		
32	池田町	○		○		○		①		○		○		○		
33	北方町	○		○		○		①		○		○		○		
34	坂祝町	○		○		○		①		○		○		○		
35	富加町	○		○		○		①		○		○		○		
36	川辺町	○		○		○		①		○		○		○		
37	七宗町	○		○		○		①	○			○		○		

重度心身障がい者医療費助成事業市町村実施状況(平成27年4月1日現在)

市町村名		対 象 者						所 得 制 限			助 成 内 容		助成方法		備考	
		身体障害者 手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳		その他	なし	特別児 童扶養 手当制 限度額準 用	その他	自己負担 なし	その他	現物 (県内)		償還
		3級まで	4級	B1まで	B2	2級まで	3級					(但し、入院時 における食事 療養・生活療 養標準負担額 は自己負担)				
岐阜県		○		○		○		①		○		○		○		
38	八百津町	○		○		○		①		○		○		○		
			○								所得税3 万円未満 世帯	○	②		○	
39	白川町	○		○		○	○	①		○		○		○		
40	東白川村	○		○		○		①	○			○		○		
								障害年金 受給者	○			○	自己負担 額の3割を 助成		○	
41	御嵩町	○		○	○	○		①	○			○		○		
			○								町民税均 等割以下	○		○		
42	白川村	○		○		○		①		○		○		○		
42		42	12	42	9	42	6									

①身障手帳4級で戦傷病者手帳(特別項症から第4項症)所持者

②自己負担額から総医療費の1/10又は 自己負担限度額の3/5いずれか低い額及び入院時食事療養費標準負担額を引いた額

母子家庭等医療費助成事業市町村実施状況(平成27年4月1日現在)

市町村名	対 象 者			所得制限		助成内容	助成方法	
	・18歳到達後の年度末までの児童と母 ・父母のいない18歳到達後の年度末までの児童	高校在学中の19歳未満の児童と母	20歳到達後年度末までの児童と母	なし	児童扶養手当制限額準用	自己負担なし (但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担)	現物(県内)	償還
岐阜県	○				○	○	○	
1 岐阜市	○				○	○	○	
2 大垣市	○				○	○	○	
3 高山市		○			○	○	○	
4 多治見市	○				○	○	○	
5 関市	○			○		○	○	
6 中津川市	○				○	○	○	
7 美濃市	○				○	○	○	
8 瑞浪市	○			○		○	○	
9 羽島市	○				○	○	○	
10 恵那市	○				○	○	○	
11 美濃加茂市	○				○	○	○	
12 土岐市	○			○		○	○	
13 各務原市		○			○	○	○	
14 可児市	○			○		○	○	
15 山県市	○				○	○	○	
16 瑞穂市	○				○	○	○	
17 飛騨市	○				○	○	○	
18 本巣市	○				○	○	○	
19 郡上市	○				○	○	○	
20 下呂市	○				○	○	○	
21 海津市	○				○	○	○	
22 岐南町	○				○	○	○	
23 笠松町	○				○	○	○	
24 養老町			○		○	○	○ 18歳年度末	○ 18歳年度末後～20歳年度末
25 垂井町	○				○	○	○	
26 関ヶ原町	○				○	○	○	
27 神戸町		○			○	○	○	
28 輪之内町	○				○	○	○	
29 安八町	○				○	○	○	
30 揖斐川町	○				○	○	○	
31 大野町	○				○	○	○	
32 池田町	○				○	○	○	
33 北方町	○				○	○	○	
34 坂祝町	○				○	○	○	
35 富加町	○				○	○	○	
36 川辺町	○				○	○	○	
37 七宗町	○			○		○	○	
38 八百津町	○				○	○	○	
39 白川町	○				○	○	○	
40 東白川村	○			○		○	○	
41 御嵩町	○			○		○	○	
42 白川村	○				○	○	○	
42	37	4	1					

父子家庭医療費助成事業市町村実施状況(平成27年4月1日現在)

市町村名	対 象 者			所得制限		助成内容	助成方法	
	18歳到達後の年度末までの児童と父	高校在学中の19歳未満の児童と父	20歳到達後年度末までの児童と父	なし	児童扶養手当制限額準用	自己負担なし (但し、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は自己負担)	現物 (県内)	償還
岐阜県	○				○	○	○	
1 岐阜市	○				○	○	○	
2 大垣市	○				○	○	○	
3 高山市		○			○	○	○	
4 多治見市	○				○	○	○	
5 関市	○			○		○	○	
6 中津川市	○				○	○	○	
7 美濃市	○				○	○	○	
8 瑞浪市	○			○		○	○	
9 羽島市	○				○	○	○	
10 恵那市	○				○	○	○	
11 美濃加茂市	○				○	○	○	
12 土岐市	○			○		○	○	
13 各務原市		○			○	○	○	
14 可児市	○			○		○	○	
15 山県市	○				○	○	○	
16 瑞穂市	○				○	○	○	
17 飛騨市	○				○	○	○	
18 本巣市	○				○	○	○	
19 郡上市	○				○	○	○	
20 下呂市	○				○	○	○	
21 海津市	○				○	○	○	
22 岐南町	○				○	○	○	
23 笠松町	○				○	○	○	
24 養老町			○		○	○	○ 18歳年度末	○ 18歳年度末後～20歳年度末
25 垂井町	○				○	○	○	
26 関ヶ原町	○				○	○	○	
27 神戸町		○			○	○	○	
28 輪之内町	○				○	○	○	
29 安八町	○				○	○	○	
30 揖斐川町	○				○	○	○	
31 大野町	○				○	○	○	
32 池田町	○				○	○	○	
33 北方町	○				○	○	○	
34 坂祝町	○				○	○	○	
35 富加町	○				○	○	○	
36 川辺町	○				○	○	○	
37 七宗町	○			○		○	○	
38 八百津町	○				○	○	○	
39 白川町	○				○	○	○	
40 東白川村	○			○		○	○	
41 御嵩町	○			○		○	○	
42 白川村	○				○	○	○	
42	38	3	1					

老人等医療費助成事業市町村実施状況(平成27年4月1日現在)

市町村名		対 象 者		所得制限		助成内容	助成方法		備 考
		69歳	そ の 他	70歳未満	70歳以上	医療費自己負担分の一部(1～2割)を助成	現物	償還	
1	大垣市	○	○ 70歳・71歳(注1)	○(注2)	○(注3)	○(注4)	○市内	○市外	注1～4
1		1	1	1	1	1	1	1	

(注1)対象者は、平成27年度は69歳～71歳、平成28年度は69歳～72歳。

(注2)老齢福祉年金制限額準用

(注3)社会保険加入の方は標準報酬月額28万円未満、国民健康保険加入の方は住民税課税所得145万円未満で、各保険者が交付する高齢受給者証の負担割合が2割の方。

(注4)一部負担金の1割を自己負担。(70歳未満は医療費自己負担分の2割、70歳以上は1割を助成)